

1 概要（国補助との比較）

	補助対象		補助率	補助限度額	補助対象期間
国補助 (居住支援協議会等活動支援事業)	協議会設立前 ※設立準備会など 任意の協議会設置が条件	要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に資する事業	定額 (10/10) ※例年、限度額まで配分されない	3,500千円	内定通知書 交付日 ～ 1 月末
	協議会設立後			5,000千円	
都補助 (区市町村居住支援協議会活動支援補助金) ※国補助等を受ける活動は対象外	協議会設立前	協議会設立に向け 区市町村等が行う活動 (最大 3 年間)	10/10	1,000千円	交付決定後 ～ 3 月上旬
	協議会設立後	・セミナー・研修会の開催 ・パンフレットの作成 ・その他広報普及啓発活動 等 (設立後 3 年以内)	1/2		
		協議会活動活性化に資する取組 (設立後年数条件なし)			

2 都補助金の詳細

(1) 協議会設立前

補助対象者		補助対象事業	
1	区市町村	1	居住支援体制の連絡網、案内・支援などのマニュアル等の作成
2	居住支援団体 (居住支援法人又は居住支援を行う団体(法人格を有するもの)で、必要な資力を有するものに限る。)	2	居住支援に係る機運醸成、連携強化に向けたセミナー、勉強会等の開催
		3	居住支援体制構築のための調査（地域資源の把握等）
		4	その他、区市町村居住支援協議会の設立等に向けた活動として認められるもの

(2) 協議会設立後

補助対象者	
1	区市町村居住支援協議会
2	区市町村（区市町村居住支援協議会が行う補助対象事業に対して補助するものに限る。）

補助対象事業（設立後 3 年以内）		補助対象事業（設立年数条件なし）	
1	セミナー・研修会の開催、パンフレットの作成	1	東京ささエール住宅（専用住宅）の登録を促進する活動
2	住宅確保要配慮者の需要調査	2	要配慮者の居住支援として、登録協力不動産店制度や相談窓口・相談会などの取組を推進するための活動
3	その他広報・普及啓発に資する活動	3	都指定居住支援法人及び区市町村居住支援協議会構成員と連携して行う取組を推進するための活動
		4	その他、区市町村居住支援協議会活動の活性化に資する活動として認められる活動

令和 8 年度の受付等について

【第 1 次受付】

令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

※交付決定額は都予算の範囲内で調整

【第 2 次受付】

令和 8 年 8 月 3 日～令和 8 年 12 月 11 日

※第 1 次受付の状況を踏まえ、実施の有無を含め検討

※先着順で受け付け、都予算に達した時点で受付終了

令和 6 年度

申請者	設立状況 (申請時)	事業内容
A 協議会	設立 3 年以内	セーフティネット住宅登録促進用 チラシ・ポスターの印刷 【委託料】
B 協議会	設立 3 年以内	居住支援ガイドブックの作成 【委託料】 (自治体における課題整理、ガイドブック の内容検討・デザインを含む)
C 協議会	設立 4 年目以降	住宅相談会の実施 【謝金・会場使用料等】
D 協議会	設立 4 年目以降	居住支援に係る勉強会の実施 【謝金】
E 自治体	未設立	居住支援協議会設立準備会の実施 【謝金等】 (ガイドブック・相談窓口・見守り制度 の検討・準備等)

令和 7 年度

申請者	設立状況 (申請時)	事業内容
A 協議会	設立 3 年以内	相談窓口等委託の実施・ 居住支援ガイドブックの作成 【委託料】
B 協議会	設立 3 年以内	居住支援に係る勉強会の実施 【謝金】
C 協議会	設立 3 年以内	居住支援ガイドブックの作成 【印刷製本費】
D 協議会	設立 4 年目以降	相談窓口のDX化 【備品購入費・消耗品費】

主な申請理由

- ・ 都に申請する事業以外の事業で国費（居住支援協議会等活動支援事業など）の補助限度額を超えているため
- ・ 国費（居住支援協議会等活動支援事業）の配分額が少なく、補助対象とならない事業が発生したため
- ・ 国費（居住支援協議会等活動支援事業）の補助対象期間（4月1日～1月31日）外に実施する事業のため